

答 申 第 86 号

平成 31 年 3 月 29 日

兵庫県教育委員会

教育長 西 上 三 鶴 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の公開決定に係る審査請求に対する裁決について(答申)

平成 30 年 12 月 21 日付け諮問第 5 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

県立尼崎工業高等学校における学校設定科目朝鮮語の廃止に係る意思決定の過程を示す文書

答 申

第 1 審議会の結論

本件審査請求の対象となった公文書公開決定において、兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が公開とした決定は、妥当である。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 30 年 7 月 30 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した（以下「本件公開請求」という。）。

2 実施機関の決定

平成 30 年 8 月 8 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書公開決定処分（以下「本件処分 1」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書公開決定通知書を送付した。

平成 30 年 12 月 21 日、実施機関は本件公開請求に対し、本件処分 1 により公開された文書を除く文書について、公文書公開決定処分（以下「本件処分 2」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書公開決定通知書を送付した。

3 審査請求

平成 30 年 9 月 13 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分 1 を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書は、県立尼崎工業高等学校（以下「尼崎工業高校」

という。)の学校設定科目朝鮮語の廃止に係る意思決定の過程を示す文書(別表①～⑰のとおり。以下「本件対象公文書」という。)である。

5 諮問

平成30年12月21日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問(以下「本件諮問」という。)した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

朝鮮語の授業を廃止するに至る理由及び意思決定の議論の経緯を伝えるように、公文書の開示により説明責任を求めたが、請求内容の趣旨にあった公開が行われていない。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 審査請求書

本件処分1により公開された議事録では、朝鮮語の授業を廃止するという意思決定に際しての、なぜ廃止にするのかという理由や議論が帳とぼりの中であり、審査請求人が求める説明責任を果たしたものとはいえず、県民の知る権利を否定したものといえる。

(2) 意見書

ア 弁明書における教育課程編成に関する考え方について、

(ア) 「県立高等学校では、学習指導要領に基づき、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して教育課程の編成を行っている」のであれば、卒業生や地域からも朝鮮語の存続の声が校長に届いており、尼崎工業高校の朝鮮語が果たしてきた社

会的役割や在日コリアンが多住する地域との繋がりやグローバル社会
対応の多言語・多文化教育が産業教育にも必要であることを考慮し、慎
重かつ丁寧に検討すべきである。

(イ) 「教育課程委員会において、各教科、学科からの意見を踏まえ、教育
課程案を作成し、校長が決定する」とあるが、各教科・学科からの意見
が出ないように会議を運営し、コンセンサスが形成されない状態で朝鮮
語の廃止が決定されたといえる。

(ウ) 「校長が生徒に更なる英語力を身に付けさせるため、英語の学校設定
科目の新設とともに朝鮮語の廃止について真剣に議論するように教頭
に指示した」と述べるが、この「更なる英語力を身に付けさせる」こと
を、特色科目の朝鮮語を廃止する理由とはならない。

イ 朝鮮語の廃止についての検討又は意思決定の過程について

真偽を確かめるために尼崎工業高校の教職員から情報を収集したが、実
施機関が弁明書で述べている検討又は意思決定の過程の説明には偽証又
は虚偽がある。どの会議においても、朝鮮語の廃止については議題に掲げ
議論をするという姿勢を取らず、議論せず校長の意向（朝鮮語外し）を進
めるといふ手法がとられている。

ウ 実施機関の文書の考え方について

審査請求人は、「朝鮮語の授業を廃止するには、それなりの議論とまた
妥当な理由があると考えられる。県民にその意思決定の過程が明確に伝わ
るよう、公文書を開示され、意思決定がどのようにおこなわれたのかの説
明責任を果たしていただきたい。」と情報公開請求で求めた。しかるに、
実施機関の弁明書では、偽証を重ねたうえで瑕疵はないとの主張を行うと
ともに、「県民にその意思決定の過程が明確に伝わる文書」を作成せず、
「職員会議等の議事録をどのように作成するかについて具体的な作成方
法を定めていない」、「議事録を作成しないこともある」と述べ、現状を
追認し、本件処分は妥当であると結論づけている。

県民への意思決定に関する説明責任を果たすものとしての文書作成が杜撰であることを許容し、改善の指示もせず、「これ以上、ないものはない」と言い放つ不遜な姿勢は、条例を冒とく、愚弄する姿勢であり、強く抗議するものである。

3 審議会への要望

- (1) 実施機関の弁明書においては、先に示したように偽証が繰り返されている。弁明書における偽証行為に対して、審議会としての見解を示されたい。
- (2) 尼崎工業高校の教育課程決定は、意思決定において、議論検討を避け、職員のコセンサス形成も図らずに、校長の独断によって決定されていたことが見て取れ、兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 35 年教育委員会規則第 4 号。以下「教育委員会規則」という。）と、教育長通知「こころの通いあう学校運営について」（平成 3 年 5 月 10 日）に違反するものである。また、この違反を隠ぺいするために、弁明書において偽証を繰り返したと思われる。尼崎工業高校の教育課程決定に関するアカウントビリティと文書管理について、審議会としての見解を示されたい。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び口頭による理由説明において述べている内容は、以下のとおり要約される。

1 本件公開請求に対する公開決定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書が、尼崎工業高校の朝鮮語の扱いについての議論を示す会議の議事録であることを審査請求人に確認した上で、議事録を作成している職員会議及び校務運営委員会に係る議事録を対象公文書として特定し、本件処分 1 を行った。

そして、本件審査請求により、審査請求人が本件公開請求の対象公文書について、本件処分 1 により公開した議事録だけでなく、尼崎工業高校の学校設定科目朝鮮語の廃止に係る意思決定の過程を示す文書を本件公開請求により求

めていることが判明したため、実施機関は、対象公文書として教育課程委員会に係る資料を特定し、本件処分2を行った。

2 本件対象公文書における朝鮮語の廃止に係る意思決定の過程

審査請求人は、本件請求において、尼崎工業高校の40年以上続いた朝鮮語を廃止するには、それなりの議論と妥当な理由があると考え、県民にその意思決定の過程が明確に伝わるよう公文書の開示を請求している。

県立高等学校では、学習指導要領に基づき、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、教育課程の編成を行っている。

尼崎工業高校における教育課程の編成については、校長が編成についての基本方針を決定した後、教頭を委員長とする教育課程委員会において、各教科・学科からの意見を踏まえ教育課程案を作成し、校長が決定する。なお、教育課程委員会には、各教科・学科の主任が出席し、朝鮮語が含まれる外国語科の主任も出席している。

尼崎工業高校の校長は、急速に発展するグローバル化社会に対応するためには、生徒に更なる英語力を身に付けさせる必要があると考え、英語の学校設定科目の新設とともに、朝鮮語の廃止について真剣に議論するように教頭に指示した。

尼崎工業高校における朝鮮語の廃止についての検討又は意思決定の過程に係る本件対象公文書は別表の①～⑱のとおりであり、本件対象公文書を補足する説明を弁明書で行っている。

3 尼崎工業高校における職員会議等の議事録の作成又は保存の状況

各県立高等学校において職員会議等の議事録をどのように作成するかについては、実施機関において具体的な作成方法を定めていない。各県立高等学校において、当該職員会議等の議事内容や作業量などを鑑みて一定の記載の仕方があり、これに沿って当該職員会議等の議事録をまとめる教職員が記録してい

る。各県立高等学校の校務分掌により設けられる委員会や会議にあつては、会議資料を保存するのみで、議事録を作成しないこともある。

尼崎工業高校では、通常、職員会議及び校務運営委員会の議事録を作成する場合は、協議や報告を行った事項を記録するのみであり、尼崎工業高校の教育課程編成について議論を行う教育課程委員会にあつては、構成教職員に配付した資料を保存するのみで、議事録を作成していない。

実施機関としては、弁明書において朝鮮語の廃止についての検討又は意思決定の過程を示す対象公文書に記載された内容について説明を加えたところであり、別表の対象公文書以外に本件請求の対象公文書となる文書は存しない。

4 審査請求人の意見書について

審査請求人の意見書は、公文書公開決定への審査請求に関わるものであるにもかかわらず、実施機関の弁明した内容を「虚偽」や「偽証」とし、審査請求人が得た内容のすべてが事実であるといった学校運営等への異議を申し立てる内容となっている。

そもそも、教育活動にかかる決定責任は校長にあるが、円滑な学校運営を行うには、教職員の意見を聴取し、共通理解等を図る必要があり、校長の意思決定を補助するため、職員会議が置かれている。また、各部署の部長等から構成される校務運営委員会、各担当教員から構成される「生徒指導委員会」や「保健委員会」、「教育課程委員会」が置かれる趣旨も職員会議と同様である。このような趣旨で置かれている会議においては、職員相互に役割を分担して、会議運営を行わざるを得ないものであり、すべての議論の経過を記録するような文書管理が課せられるべきものではない。

尼崎工業高校における朝鮮語の廃止の決定について、校長は、教育課程委員会で議論等の機会を設けながら、職員からの意見を聞き、校長の方針を説明したうえで、校長の決定責任に基づいて朝鮮語を廃止することを決定したものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書の存否について

本件対象公文書は、尼崎工業高校の朝鮮語の廃止に係る意思決定の過程や検討に係る文書である。

本件処分1において尼崎工業高校の朝鮮語の廃止に係る議論を示す会議の議事録として、別表の⑥、⑦、⑯及び⑰の職員会議及び校務運営委員会の議事録が公開されている。次に、本件処分2において尼崎工業高校において朝鮮語の廃止に係る意思決定の過程を示す文書として別表の①～⑤及び⑧～⑮の教育課程委員会の配付資料が公開されている。

本件処分1及び本件処分2により本件対象公文書は全ての部分が公開されているため、審議会が本件処分1及び本件処分2の当否を判断するに当たっては、本件対象公文書以外に本件公開請求の対象となる文書が存在し、条例第17条第1項の公開請求に係る不作為となっていないかについて判断する必要があると考えられるため、以下、検討する。

(1) 本件対象公文書に係る説明及び主張について

実施機関は、弁明書において、県立高等学校における会議等の議事録の作成については、各県立高等学校の会議の議事内容や作業量などを鑑みて一定の作成の仕方があること、また、会議資料を保存するのみで議事録を作成しない会議もあると説明した上で、別表の対象公文書以外の文書は存在しないとしている（上記第4の3）。また、尼崎工業高校における朝鮮語の廃止についての検討又は意思決定の過程について、本件対象公文書を補足する説明を行っている（上記第4の2）。

審査請求人は、審査請求書においては、公開された議事録では審査請求人が求める説明責任を果たしたものとはいえないと主張した（上記第3の2(1)）。さらに、意見書においては、尼崎工業高校の学校設定科目から朝鮮語

を廃止する理由はないこと（上記第3の2(2)ア）、実施機関が弁明書で説明した朝鮮語の廃止に係る検討又は意思決定の過程の内容に偽証又は虚偽があること（上記第3の2(2)イ）及び県民にその意思決定の過程が明確に伝わる文書を作成していないこと（上記第3の2(2)ウ）を主張している。

(2) 本件処分1及び本件処分2の妥当性について

審議会は、上記(1)の実施機関の説明及び審査請求人の主張に照らし合わせて、別表の本件対象公文書を見分した。

しかるところ、本件処分1に係る尼崎工業高校の職員会議及び校務運営委員会の議事録（別表の⑥、⑦、⑯及び⑰）については、いずれも一定の形式で作成されていること、及び連絡事項の箇所に校長や教頭からの説明や教職員からの質問意見が記録されていることが認められた。次に、本件処分2に係る尼崎工業高校の教育課程委員会の配付資料（別表の①～⑤及び⑧～⑮）については、教頭、各教科・学科からの教員を委員とする教育課程委員会が平成30年度に臨時開催回を含み6回開催され、尼崎工業高校の教育課程が検討されていることが認められた。そして、本件対象公文書以外に、審査請求人の主張する記録が作成されたことを推認させる事情は見当たらない。

これらのことからすると、本件対象公文書以外に本件公開請求の対象公文書となる文書は存しないという実施機関の説明に不自然又は不合理な点はないと言わざるを得ない。

よって、実施機関が本件対象公文書について、条例第10条第1項の規定に基づき公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

上記1のとおり、実施機関は、本件公開請求の対象公文書となる議事録及び会議資料を全て公開しているものと認められ、本件処分1及び本件処分2は妥当であるが、審査請求人は、上記1(1)のとおり本件審査請求において、実施機関が公開した本件対象公文書が県民にその意思決定の過程が明確に伝わる文書

となっておらず、実施機関の補足説明を虚偽又は偽証であるとして、さらなる実施機関の説明と審議会の見解を求めている。

審査請求人の主張は、審査請求人に対して実施機関がさらに説明をするための公文書を実施機関に対して作成することや現に存在する公文書の修正の義務付けを求めているものと解される。

しかしながら、条例で定める公文書公開制度は、県民の「知る権利」を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を果たすため、現に保有する公文書の公開の手続を定めたものであって、県民に対する説明のために実施機関にさらなる公文書の作成を義務づける手続きを定めているものではない。

また、審査請求人は尼崎工業高校の教育課程の決定に関するアカウントビリティと文書管理について審議会の見解を求めているが、当該見解を述べることは、条例に基づく公文書公開制度に従って、現に存在する文書についての公開のあり方を検討する審議会の職責とするところではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、本件対象公文書において非公開とすべき情報が見受けられたため、適切な措置をとられることを要望する。また、公文書の公開にあたっては、非公開情報の取扱いについて十分に注意されたい。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 30 年 12 月 21 日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関から弁明書を受領
平成 31 年 1 月 16 日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成 31 年 1 月 21 日 第 2 部会 (第 69 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 31 年 2 月 14 日 第 2 部会 (第 70 回)	・ 審議
平成 31 年 3 月 25 日 第 2 部会 (第 71 回)	・ 審議
平成 31 年 3 月 29 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 河 端 亨

委 員 桜 間 裕 章

委 員 善 部 修

委 員 前 田 雅 子

(別表)

対象公文書の標題	内 容
① 教育課程委員会（第1回）	平成29年5月9日の教育課程委員会に係る配付資料
② 県立高等学校入学生徒教育課程表 平成29年度入学生徒	同上
③ 教育課程委員会（第2回）	平成29年6月14日の教育課程委員会に係る配付資料
④ 教育課程委員会（第3回）	平成29年9月14日の教育課程委員会に係る配付資料
⑤ 新3年生対象選択科目 新2年生対象選択科目	同上
⑥ 校務運営委員会議事録	平成29年10月4日の校務運営委員会に係る議事録
⑦ 職員会議議事録	平成29年11月8日の職員会議に係る議事録
⑧ 教育課程委員会（第4回）	平成29年11月14日の教育課程委員会に係る配付資料
⑨ 平成30年度選択調査結果と予定講座数と教員数（需要数変更）	同上
⑩ 県立高等学校入学生徒教育課程表 平成30年度入学生徒	同上
⑪ 知識及び技能に関する審査の成果の単位認定について（届出）	同上
⑫ 教育課程委員会 朝鮮語が必要か必要でないかについての各教科の意見	平成29年11月29日の臨時教育課程委員会に係る資料
⑬ 教育課程委員会（第6回）	平成30年1月22日の教育課程委員会に係る配付資料
⑭ 平成30年度選択調査結果と予定講座数と教員数（需要数変更）	同上
⑮ 県立高等学校入学生徒教育課程表 平成30年度入学生徒	同上
⑯ 校務運営委員会議事録	平成30年2月5日の校務運営委員会に係る議事録
⑰ 職員会議議事録	平成30年2月9日の職員会議に係る議事録